

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	1,407,600	–	6月27日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	938,400	–	7月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	503,333	–	7月31日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	936,000	–	7月31日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	312,000	–	8月29日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	103,680	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	103,680	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	527,340	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	261,185	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	103,680	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	103,680	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	103,680	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	312,000	–	9月30日		公財	国認定
文部科学省	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	8040005001619	(公財)高輝度光科学研究センター	3140005020349	共用ビームライン利用料	204,180	–	9月30日		公財	国認定

注)この他、会費支出として「令和7年度第1四半期における公益法人等への会費支出の状況について」No.3、「令和7年度第2四半期における公益法人等への会費支出の状況について」No.1が該当する。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。